

# 今年度の重点取組

---



# 今年度の重点取組

## ■昨年度の重点取組に対する取組状況

### ●令和4年度重点取組

「要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施」

(目標:避難確保計画の作成率100%の達成、避難訓練の実施)



### ●京都府各機関の令和4年度取組状況調査結果(平均値)

・避難確保計画の作成: 95%    ・避難訓練の実施 : 50%

**課題:避難訓練の実施  
が進んでいない**

課題を踏まえて

## ■今年度の重点取組

重点取組「要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施」

- ・自治体の実情を考慮しつつ、避難確保計画の作成100%達成を引き続き目指します。
- ・特に要配慮者利用施設の**避難訓練の実施に重点を置いて取り組む**こととします。

## ■ 要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施

- 要配慮者利用施設における避難訓練の実施にあたり、具体的な訓練方法には複数の種類（詳細は次頁参照）がありますが、各施設の状況・事情等に応じて、必要な訓練に取り組むことで**避難の実効性を高める**ことができます。

### ★重点取組：避難訓練の実施

#### 訓練の実施の作成



写真：山形県HP 要配慮者利用施設訓練支援内容

#### <情報伝達訓練 実施内容例>

- 実際に利用者家族へ電話等を使った情報伝達を実施し、所要時間や手段の妥当性、連絡先の妥当性をチェックし、避難確保計画や連絡先一覧等を改善する。



#### <避難訓練 実施内容例>

- 実際に施設利用者を、上層階や避難先へ移動させ、安全確保の方法や、移動にかかる時間をチェックし、避難確保計画を改善する。

出典：要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集より

#### 【訓練の種類】

- ・情報収集・伝達訓練
- ・設備や備品、持ち出し品等の確認訓練
- ・図上訓練
- ・避難経路等の確認訓練
- ・立ち退き避難訓練
- ・屋内安全確保訓練

## 【参考】訓練の種類と概要

訓練の種類としては、施設以外の避難先に移動させる「**立ち退き避難訓練**」(次頁参照)や施設の上階に移動させる「**屋内安全確保訓練**」(次頁参照)以外にも、「**情報収集・伝達訓練**」「**設備や備品、持ち出し品等の確認訓練**」「**図上訓練**」「**避難経路等の確認訓練**」など(下記参照)があります。

### ＜情報収集、情報伝達訓練＞

避難確保計画に定めた内容や担当者のそれぞれの役割を踏まえ、想定する災害シナリオに基づき、情報収集や情報伝達を行う訓練です。訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。



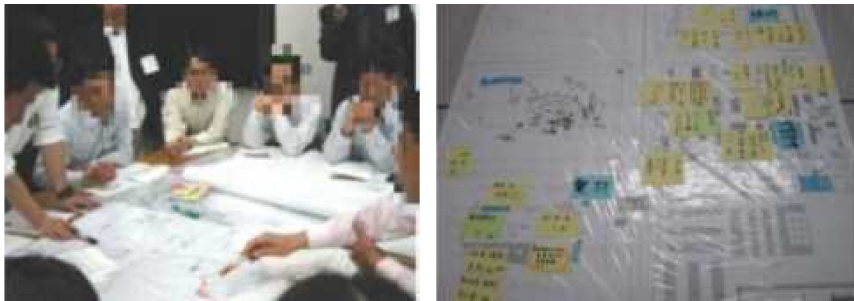
### ＜設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練＞

避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品を確認、立ち退き避難先への持ち出し品を実際に準備する訓練です。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つです。



### ＜図上訓練＞

立ち退き避難訓練や屋内安全確保訓練を、図上で行う訓練です。情報伝達訓練等と合わせて行う場合があります。高齢者施設等の施設利用者の身体的負担の軽減を考慮し、訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。



### ＜避難経路等の確認訓練＞

現地を実際に見て、避難確保計画に定めた避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つです。



## 【参考】訓練の種類と概要

### ＜立退き避難訓練＞

避難確保計画に定めた施設外の避難先に施設利用者を立退き避難させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。



### ＜屋内安全確保訓練＞

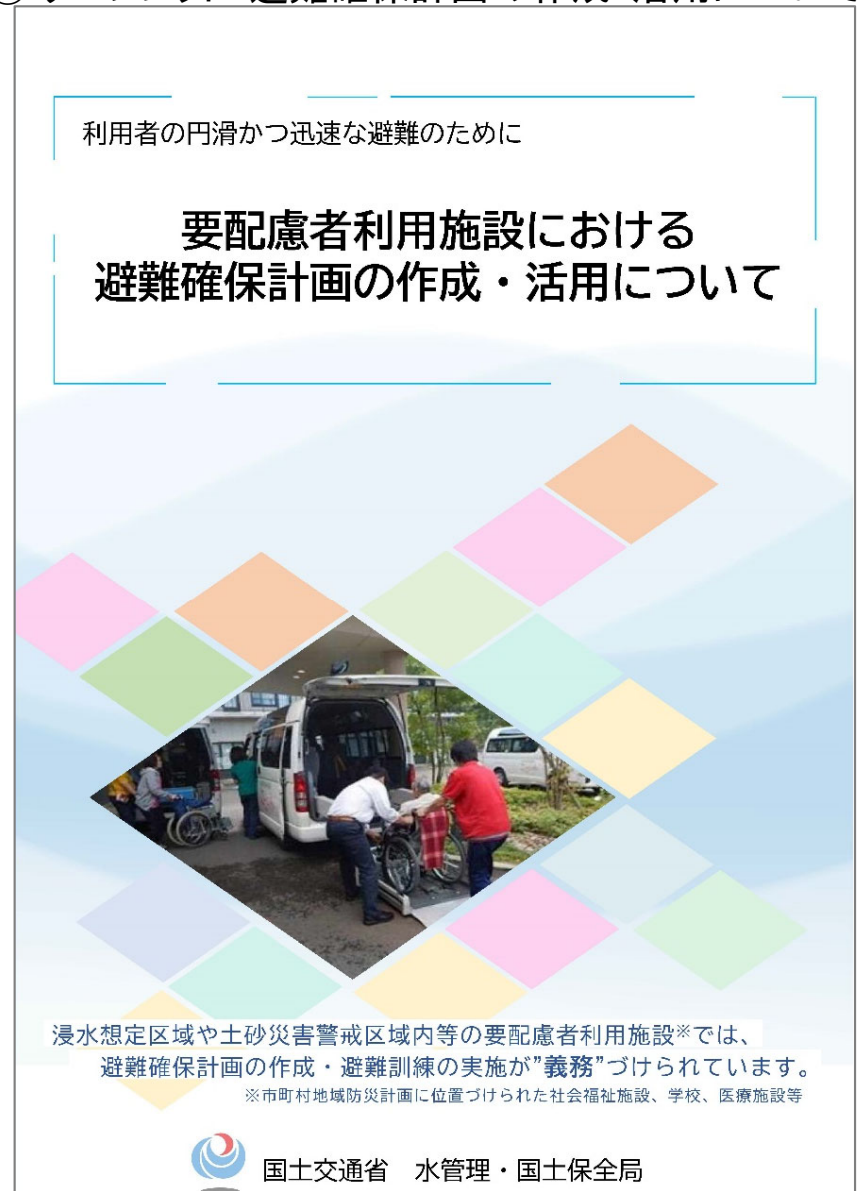
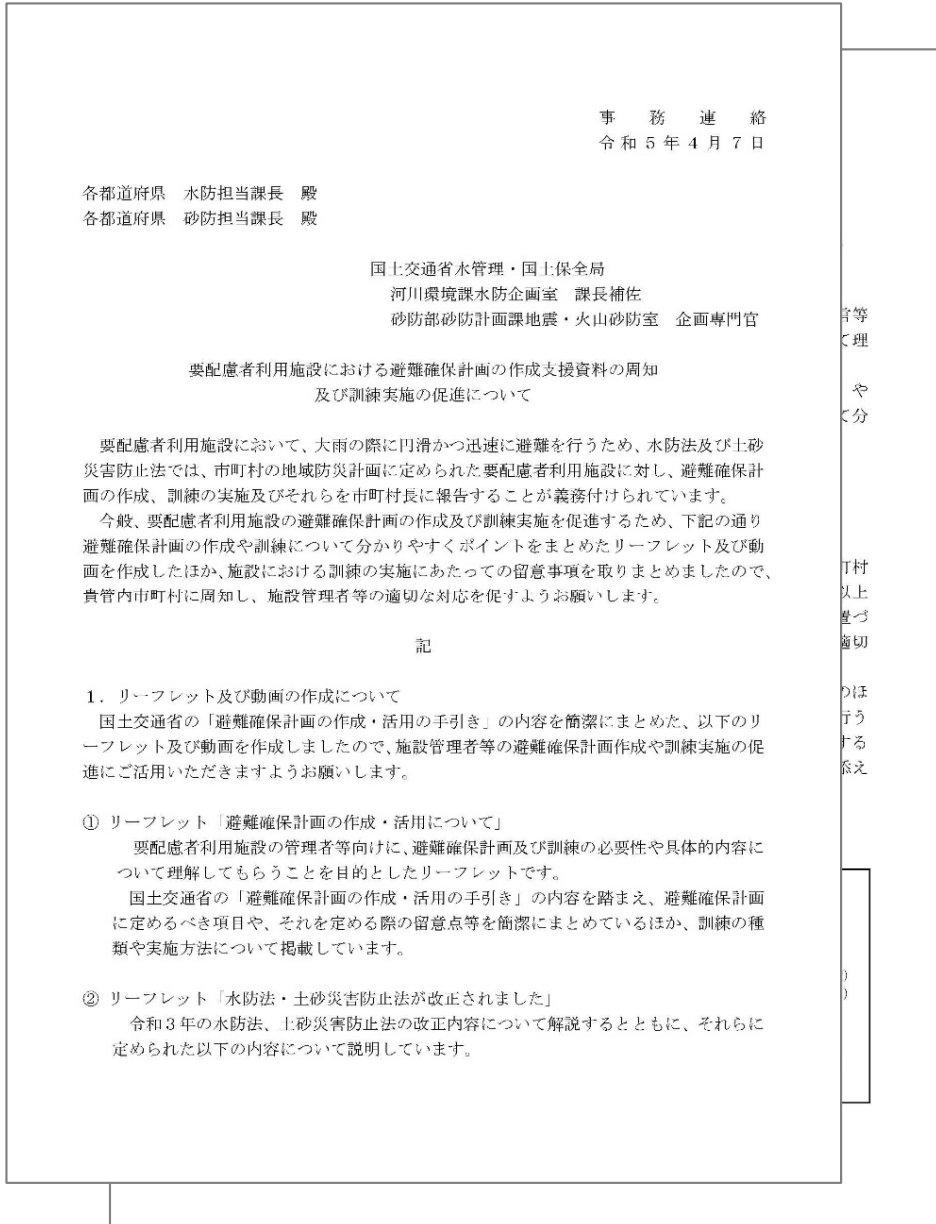
避難確保計画に定めた施設内の避難先に施設利用者を垂直避難させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。



# 【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめました。(事務連絡令和5年4月7日)

## ① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」



出典：リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」より

# 【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の促進について

## ① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

### 1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



- point**
- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
  - ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
  - ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

### 2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



- point**
- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参加が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
  - ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

### 3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

<b>立退き避難</b> 基本の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。</li> <li>● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。</li> </ul>
<b>屋内安全確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。</li> <li>● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。</li> </ul>



- point**
- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要対応が可能であるか等を確認しましょう
  - ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
  - ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

### 4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警報発の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

- point**
- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
  - ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

# 【参考】要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知 及び訓練実施の促進について

## ① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

### 5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
  - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
  - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
  - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
  - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが「義務」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



☑point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

#### 避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VTMlyW9Yow4>

- ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)



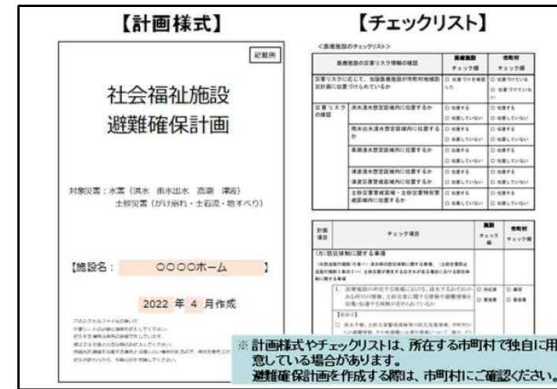
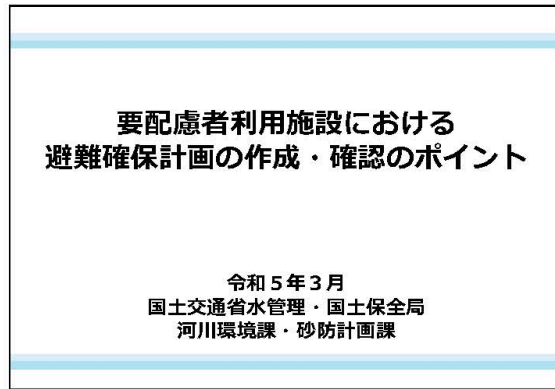
避難確保計画作成支援動画 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



【動画の画面例】



2. 災害リスク等の確認

様式1-3 施設が有する災害リスク

水害(洪水、雨 洪水浸水想定区 域(洪水))	確認項目	確認結果	確認基準
雨水出水	浸水深、浸水継続時間	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	0.5m~3m 1日~3日未満
	浸水継続時間	<input type="checkbox"/> 該当なし	12時間~1日未満
高潮浸水想定区域 (高潮)	浸水深	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	0.5m~3m
	浸水継続時間	<input type="checkbox"/> 該当なし	1日~3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	基準水位	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	2m
	最大浸水深	<input type="checkbox"/> 該当なし	50分

土砂災害  
土砂災害特別警戒区域  該当なし  該当(以下の該当する分類に☑)  
土砂災害警戒区域  該当なし  該当(急傾斜地の崩壊)  
 土石流  
 地すべり(地滑り)

5. 避難誘導

様式4-6 避難誘導

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA系(系列グループホーム)に立退き避難をする。  
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法		避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車		
系列施設や 他の避難施設等	A系(系列グループホーム)	1,000m	<input checked="" type="checkbox"/>	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
	指定緊急避難場所 (小学校(校舎2階以上))	500m	<input type="checkbox"/>	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200m	<input checked="" type="checkbox"/>	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
	屋内安全確保 本施設内〇〇室	50m	<input checked="" type="checkbox"/>	エレベーター、車椅子、ストレッチャー	15分	警戒レベル3 高齢者等避難

避難方法や避難に要する時間を確認

## 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

H29.7

### 【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での  
迅速な避難

#### 【避難路計画】

避難所周辺の道幅が狭く、スムーズなピストン移送を考慮し、往路と復路を事前に設定

#### 【避難基準水位】

H23.6.24洪水時の水位を基に、避難時間等過去の経験を基に基準水位を設定  
・神宮寺水位6.60m  
※H23.6.24洪水で神宮寺観測史上最高水位7.74mを記録

避難所（平和中学校）

特別養護老人ホーム  
「愛幸園」

神宮寺水位観測所 ▲

雄物川

### 愛幸園の対応

22日夜

職員15人待機  
水位・気象情報収集

23日 5:40

神宮寺水位  
基準水位6.6m超過

職員全員を招集

23日 7:30

避難開始

23日 10:00頃

避難完了



## グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

### 施設の概要・取組

#### <施設の概要>

- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

#### <施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。

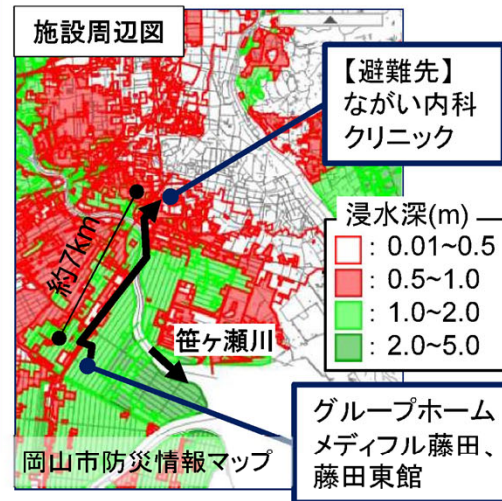


メディフル藤田、藤田東館

ながい内科クリニック

※両施設とも、医療法人よつば会が運営

### 平成30年7月豪雨における避難の概要



#### 【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

#### 【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。



#### 避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令  
7月6日 6:10

避難開始  
7月6日 9:30

避難完了  
7月6日 12:00

避難指示 発令  
7月6日 22:45

H30.7

## 特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

R1.10

### 【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

### 台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始  
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

氾濫 越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



## 特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計（福島県設置）の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

### R4.8

【避難までの経緯】（※施設職員への聞き取りによる）

訓練実施状況

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所（危機管理型水位計）が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入り口に土のうを設置

8/4 02:30

施設内にも浸水が始まる

けいわ苑の浸水状況



【被害状況】（喜多方市）  
人的被害：なし  
住家被害：床上浸水16棟  
床下浸水109棟  
（福島県被害状況即報第24報より）

喜多方市阿賀川・日橋川  
洪水ハザードマップ

【凡例】

- 10.0m 以上の区域
- 5.0m ~ 10.0m 未満の区域
- 3.0m ~ 5.0m 未満の区域
- 0.5m ~ 3.0m 未満の区域
- 0m ~ 0.5m 未満の区域



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

（NHKニュース記事より）



（写真：けいわ苑提供）



（写真：喜多方市提供）

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

令和3年

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

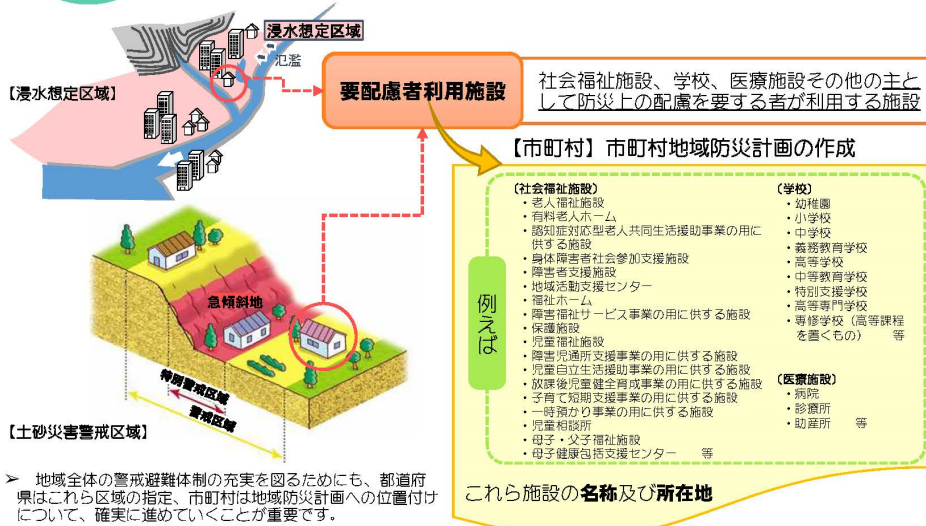
※土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント1

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告**の制度化



➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

これら施設の名称及び所在地

## 1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際に**、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう**。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加える**ことでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告**することが義務づけられています。
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

## 3 助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト※等**を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し**、必要に応じて**助言・勧告**を行います。

## 避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト※等**を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し**、必要に応じて**助言・勧告**を行います。

要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

問い合わせ等

国土交通省 水管理・国土保全局  
水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課  
TEL: 03-5253-8111 (代表)  
国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

令和3年

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

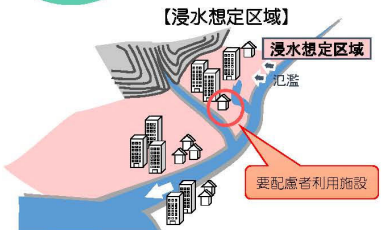
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

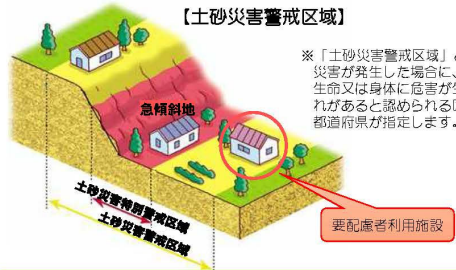
ポイント1

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



【浸水想定区域】  
※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



【土砂災害警戒区域】  
※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

## 要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- |   |  |
|---|--|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設</li> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子・父子福祉施設</li> <li>・母子健康包括支援センター等</li> </ul> |
| <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・高等学校</li> <li>・中等教育学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校（高等課程を置くもの）等</li> </ul>  | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・助産所等</li> </ul>   |

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

## 1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうように**しましょう。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行きましょう。
- **施設職員への防災教育**のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3

### 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
土砂災害防止法関係	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

要配慮者利用施設の浸水対策